

# 事前包装された食肉の小売表示 3

食品スーパー等で販売される、事前包装された食肉は、その包装（パック）に次の「必要表示事項」を外部から見やすいように、邦文で、明りょうに表示しなければならない。

事前包装された食肉の必要表示事項	
①食肉の種類・部位（商品名称）	⑥量目
②原産地	⑦販売価格
③100gあたり単価	⑧消費期限又は賞味期限及び保存方法
④冷凍及び解凍品にあってはその表示	⑨加工所（包装）の所在地
⑤牛にあっては、個体識別番号	⑩加工者の氏名又は名称

\* 対面販売の表示に加え上記右欄の5項目が加わる。

## 〈パックのラベル例〉

①食肉の種類・部位

②原産地

⑤個体識別番号

③100g当りの単価

⑥量目

⑩加工者名称

④解凍品の表示

⑧消費期限・保存方法

⑦販売価格

⑨加工所住所

\* 文字の大きさは8ポイント以上とされる。

## ■定量（定質）パック、定額販売の表示

\* 「ステーキ2枚入り980円」「切り落とし300g入り1パック580円」等、重量を一定にし、均一価格でパック販売する場合。

\* 計量ラベルの性能上、100gの単位がラベルに印刷出来ない場合等は商品に近接した場所（同一視野）に別の表示をする。

## 〈パックのラベル例〉

国産牛サーロインステーキ（2枚）  
（解凍品）

個体識別番号 115305306

消費期限 22.6.10 5°C以下冷蔵保存

1枚(g) 150

990  
お値段(円)

赤坂パックセンター 港区赤坂0-00-00

## 〈プライスカード（置札）〉

国産牛サーロインステーキ2枚入り  
100gあたり330円  
（解凍品）

## 〈POP〉

国産牛サーロインステーキ2枚入り  
この商品は1枚150g  
100gあたり330円です。  
（解凍品）



- ◆ ミシン打抜き、打刻による表示について ▶ (P143)
- ◆ 食肉公正競争規約第3条第2項 ▶ (P76) / 同施行規則第8条 ▶ (P77)
- ◆ 食品衛生法に基づき表示される文字の大きさについて ▶ (P143)
- ◆ 特定商品の販売に係る計量に関する政令第3条 / 別表第2 ▶ (P149)